

平成19年6月5日
経済産業省

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行期日を定める政令」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令」

について

(経済成長戦略大綱関連3法関連)

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行期日を定める政令」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令」が平成19年6月5日に閣議決定されました。

本政令は、平成19年5月11日に公布された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(平成19年法律第40号)の施行期日を平成19年6月11日と定めるとともに、同法の施行に伴い、支援の対象となる中小企業者の範囲、中小企業信用保険法の特例に関する保険料率等を定めるものです。

1. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行期日を定める政令

本政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)の施行期日を平成19年6月11日と定めるものです。

(参考) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の概要

平成18年7月、人口減少、国際競争の激化等の制約を克服し、イノベーション(技術革新や事業革新など)や地域経済の活性化により持続的な経済成長を目指す「経済成長戦略大綱」が策定されました。

法は、この大綱の実現に向けて、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図るため、主体的かつ計画的に行う産業集積の形成及び活性化に関する地域の取組に対して、工場立地法の特例措置や企業立地等を行う事業者への支援等総合的な支援を行うものです。

2. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令

本政令は、法の施行に伴い、支援の対象となる中小企業者の範囲、中小企業信用保険の特例に関する保険料率等を定めるものです。

(1) 中小企業者の範囲（第1条関係）

法第3条第6項第5号及び第8号の規定に基づき、政令で定める業種における中小企業者の要件及び中小企業者に該当する組合及びその連合会の要件をそれぞれ以下のとおり定めます。

政令で定める業種における中小企業者の要件（第1項関係）

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5,000万円	200人

中小企業者に該当する組合及びその連合会の要件（第2項関係）

- ・事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- ・農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・森林組合及び森林組合連合会
- ・商工組合及び商工組合連合会
- ・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ・消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ・酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会（ ）

ただし、酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者

であるものに限りです。

(2) 保険料率(第2条関係)

法第18条第3項の規定に基づき、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)の特例である地域産業集積関連保証に係る保険料率を以下のとおり定めます。

普通保険 : 0.41%

(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証 : 0.35%)

無担保保険 : 0.29%

(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証 : 0.25%)

特別小口保険 : 0.19%

(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証 : 0.15%)

(3) 法第19条の政令で定める業種(第3条関係)

法第19条の政令で定める業種を以下のとおり定めます。()

繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業

なお、当該業種については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、課税の特例(特別償却制度)の適用があります。

(4) 施行期日(附則第1条関係)

本政令は、法の施行の日(平成19年6月11日)から施行します。

(5) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法施行令の廃止(附則第2条関係)

法附則第5条により特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成9年法律第28号)が廃止されることに伴い、同法施行令(平成9年政令第191号)を廃止します。

(6) その他所要の規定の整備(附則第3条から第7条関係)

その他所要の規定を整備します。

3. 今後の予定

公布 平成19年6月 8日(金)

施行 平成19年6月11日(月)

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課

担当者：安藤、中本

電話：03-3501-1511(内線：2771~6)

03-3501-0645(直通)